

2020年4月施行

民法改正の概要と ポイント

発行元 エイワ税理士法人



巻頭にあたり…

債権関係規定(債権法)に関する改正民法が2017年5月に成立し、本年4月1日に施行されました。

契約に関する規定の大半は明治29(1896)年の民法制定以来、長らく変わっておらず、今回の改正は、約120年ぶりの改正となりました。

改正は、約200項目に上り、様々な生活の場面に影響が及ぶ身近なルール変更も多く、知っておくべき内容となっております。

そこで、本特集号では、重要改正に要点を絞り、なるべく分かりやすくまとめさせて頂きました。

法律という取っ付き難い内容ではありますが、企業実務にも影響する改正も織り込まれておりますので、是非、ご一読頂けますと幸甚です。

令和2年4月吉日

エイワ税理士法人 事務所ニュース委員会



目 次

- 1 . 民法とは（改正範囲と改正理由）
- 2 . 消滅時効に関する見直し
- 3 . 法定利率の見直し
- 4 . 債権譲渡に関する見直し
- 5 . 定型約款に関する規定の新設
- 6 . 瑕疵担保責任に関する見直し
- 7 . 消費貸借・賃貸借に関する見直し
- 8 . 請負契約における変更点



1. 民法とは？ ~改正範囲と改正の理由~

民法は、私人間の権利・義務の一般的なルールを規定する法律であり、具体的には下表に記載する事項を定めています。大きく、人の財産や取引関係について定める財産法（民法第1編～第3編）と、家族間の法律関係について定める家族法（民法第4編及び第5編）とに分類されます。

<民法の構成と規定内容>

	表題	内容	規定例
第1編	総則	民法全体に関する通則的な規定を定める	権利の主体（人・法人）、権利の客体（物）、権利変動の原因（法律行為・時効）等
第2編	物権	人が有する物に対する権利（物権）について定める	所有権、占有権、用益物権（地上権・地役権等）、担保物権（質権・抵当権等）等
第3編	債権	人の他の人にに対する請求権（債権）について定める	多数当事者の債権・債務（保証債務等）、契約、事務管理、不当利得、不法行為等
第4編	親族	親族に関する法律関係について定める	婚姻、親子、親権、後見、保佐・補助、扶養等
第5編	相続	死者の財産の承継（相続）のルールについて定める	相続人の範囲、相続の効力、相続の承認・放棄、遺言、遺留分等

1. 改正の範囲

民法の債権関係の規定は、明治29年（1896年）の同法制定以来、ほとんど改正されていませんでした。平成29年5月に成立した民法の改正法は、債権（人の他の人にに対する請求権をいいます。）関係の規定について、契約に関する規定を中心に見直しを行っています。



2. 改正の理由

（1）民法を分かりやすいものにするための見直し

124年前に制定された規定は、内容が抽象的なものや、特定の権利・義務関係に関する規定がない、などの問題がありました。そのため、裁判所の判決の中で積み上げられた判例（ルール）を見ないとわからない（条文には書かれていらない）ことが数多くありました。これらを民法に追加することで「見える化」されています。

（2）社会・経済の変化へ対応するための見直し

124年の長い間の社会・経済の変化に対応するため、これまでのルールを改めたり、新たに追加がされました。この見直しは、現在の実務で通用しているルールを実質的に変更するものであるため、経済活動により大きな影響を与えます。

参考：創業手帳® 2020年に民法が改正！スタートアップが知っておくべき改正事項とは
(副所長 新貝)



2. 消滅時効に関する見直し

～短期消滅時効の廃止で消滅時効期間が長期化～

消滅時効とは債権者が一定期間権利行使しないと、その権利が消滅してしまい請求することができなくなる制度のことを言います。例えを挙げると飲食店での飲食代をつけにしておいて一定期間の請求されなければ時効ということで支払いをしなくてもよいということです。

1. 改正のポイント

(1) 債権の消滅時効期間の変更

民法では消滅時効により債権が消滅するまでの期間（消滅時効期間）は原則10年ですが、例外的に職業別により短い消滅時効期間を設けていました。今回の改正ではその消滅時効期間についてより合理的でかつ分かりやすいものとするために職業別の短期消滅時効の特例を廃止するとともに、原則として5年とするなどの改正を行っています。

下表にまとめましたのでご確認ください。

債権の種類	旧民法 時効期間	改正民法 時効期間
飲食・宿泊代金	1年	原則5年 例外によって 最長10年
商品の売買代金	2年	
弁護士の報酬	2年	
医師の診療報酬	3年	
商取引債権	5年	



改正民法では職業別の短期消滅時効の特例はすべて廃止され、原則「債権者が権利行使することができる事を知った時から5年間行使しないとき」とし、例外として「権利行使することができる時から10年間行使しないとき」は時効によって消滅に統一されることとなりました。

商品売買による売掛金の時効も旧民法では2年となっていますが、今回の改正で5年となるため債権者にとって意味のある改正となっていると思われます。

(2) 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効期間の特則

事件や事故に遭われた方は、その事件や事故によって受けた損害を回復するためにそれらを起こした者に対して「不法行為」または「債務不履行」に基づき損害賠償を請求することができます。人の生命・身体という利益は、財産的な利益と比べて保護すべき度合いが強くその侵害による損害賠償請求権については、権利行使する機会を確保する必要性が高いと言えます。また、生命・身体について深刻な被害が生じた後に被害者は通常の生活を送ることが困難に陥るなど、速やかに権利行使することが難しい場合も少なくないと思われます。今回の改正により、不法行為に基づく損害賠償請求権と債務不履行に基づく損害賠償請求権の双方について、人の生命または身体が侵害された場合の権利行使期間を長期化する特例が設けられました。

【不法行為責任とは】

故意または過失によって、他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者はこれによって生じた損害を賠償する責任を負うこととされており、これを不法行為責任といいます。不法行

為責任は、交通事故が発生した場合などの契約関係のない当事者間でも成立します。

(例) 交通事故によって傷害を負った場合

【債務不履行責任とは】

事件・事故の加害者と被害者との間に契約があるなど、加害者が被害者に対して義務を負っている場合に、加害者がその義務を履行しなかったために被害者が損害を受けた時は、加害者は被害者に対してその損害を賠償する義務を負います。これを債務不履行責任と言います。

(例) 病院の手術ミスで後遺症が残った場合

上記の請求権に対する消滅時効期間につきまして下表にまとめましたのでご確認ください。

		不法行為	債務不履行
改正前民法		損害及び加害者を知った時から3年以内であり、かつ、不法行為の時から20年以内	権利行使することができる時から10年以内
改正後民法	損害賠償請求権一般 例) 事件・事故により被害者の物が壊れてしまった場合	改正前民法と同じ	権利行使することができることを知った時から5年以内であり、かつ、権利行使することができる時から10年以内 ^(注1)
	人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権 例) 事件・事故により被害者がケガをしてしまった場合	損害及び加害者を知った時から5年以内であり、かつ、不法行為の時から20年以内	権利行使することができることを知った時から5年以内であり、かつ、権利行使することができる時から20年以内

(注1) 改正後の民法では、債務不履行に基づく損害賠償請求権において、権利行使することができることを知った時から5年の消滅時効期間が新設されていますが、これは職業別の短期消滅時効の特例が廃止されたことに伴う見直しであり、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権の履行確保とは異なる理由によるものです。

消滅時効によって本来得るべきものを見落とさないように気を付けましょう。また、民法改正は2020年4月1日より施行となります、2017年4月1日より経過措置もとられておりますので、該当する事項がある場合にはご注意下さい。

参考：法務省民事局 民法(債権関係)の改正に関する説明資料

税務通信データベース 実例から学ぶ税務の核心改正民法施行への対応

(監査部3課)

3. 法定利率の見直し ~利率引き下げと変動制の導入~

民法には、契約の当事者間に貸付利率や遅延損害金に関する合意がない場合に適用される利率が定められており、これを法定利率といいます。

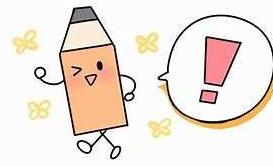
例えば、交通事故などの損害賠償における遅延損害金は法定利率によります。

昨今の未曾有の低金利の常況に照らすと、法定利率が高すぎ、不公平を感じているとの批判があり、今回の改正で法定利率の引き下げと変動利率の導入が行われました。

1. 改正のポイント

(1) 改正当初の法定利率を年 3 %へ

現行民法では、年率 5 %と定められていましたが、改正法の施行時点での法定利率は年率 3 %に引き下げられました。



(2) 緩やかな変動制の導入

市中金利等に合わせた適切な利率となるように、法定利率の固定制が廃止され、貸出約定平均金利の過去 5 年間の平均値を指標とし、この数値に前回の変動時と比較して 1 %以上の変動があった場合にのみ、3 年毎に 1 %刻みで改定をする変動制が導入されました。

(3) 商事法定利率の廃止

商行為によって生じた債務について、年率 6 %の利率を適用する商事法定利率の規定が廃止、民法に規定する法定利率を適用されることとされました。

(4) 法定利率を用いる場合の基準時の規律を整備

変動制の採用により、どの時点での利率とするのかが下記のとおり明示されました。

利息を生ずべき債権	基本的に利息が生じた最初の時点の法定利率
債務不履行の場合の損害賠償債権	債務者が遅滞の責任を負った時点の法定利率
中間利息の控除	損害賠償の請求権が生じた時点の法定利率

2. 企業の実務への影響

改正後も、利率について当事者が別途合意していれば、その合意内容が法定利息に優先して適用され、合理的な利息であれば、合意内容は有効と判断されますので、企業間取引のように、契約書で遅延利息などを定めている場合は、改正による影響はありませんといえます。

ただし、契約書への記載や合意がない場合には、これまでの法定利率と異なるため、実務に影響が生じます。また、不当利得や不法行為の損害賠償債務の法定利率についても影響が生じます。

予期せず他人に損害を与えてしまった場合など、損害賠償責任や不当利得返還責任を負ってしまった場合には、過払いにならぬよう、適用される利率に留意が必要です。

参考：法務省民事局 民法（債権関係）の改正に関する説明資料

月刊総務オンライン 改正民法で変わる債権法

（監査部 4 課）





4. 債権譲渡に関する見直し ~債権法改正により資金調達が円滑に~

債権譲渡とは、債権者が債務者に対して契約に基づき有している債権を、その同一性を変更せずに第三者(譲受人)に移転し、第三者の債権とすることをいい、近年、債権譲渡による資金調達が中小企業の資金調達手法として活用されることが期待されています。

債権を譲渡することは自由であることが原則ですが、改正前の民法の下では、弁済の相手方を固定するために、債権者と債務者との間の契約に譲渡制限特約を付すことで債権譲渡を無効とすることができたため、債権者の円滑な資金調達を妨げているという問題点が生じており、このような実情に対応するための改正が行われました。

1. 改正のポイント

(1) 譲渡制限特約の緩和

- ・譲渡制限特約が付されていても、債権譲渡の効力は妨げられない(預貯金債権は除く)。

(2) 債権者の保護

- ・譲渡制限特約により弁済の相手方を固定することへの債務者の期待を、その形を変えて引き続き保護する。
- ・債務者は、譲渡人(元の債権者)に対する弁済等をもって、譲受人に対抗することができる(免責される)。



(3) 譲受人の保護

- ・譲受人は、債務者に対し、相当の期間を定めて譲渡人へ履行するよう催告でき、その期間内に履行がなければ、譲受人への弁済を請求できる。
- ・譲渡人が破産したときは、譲受人は、債務者に債権の全額に相当する金銭を供託するよう請求することができる(譲渡人への弁済は譲受人に対抗できない)。

2. 実務上の懸念への対応

譲渡制限特約付き債権の譲渡が有効になるとしても、同特約に違反したこと自体を理由に、債権者・債務者間の契約が解除等されてしまうのではないか?という懸念の声もあります。

これに対しては、改正法では、債権が譲渡されても債務者の弁済先固定に対する期待は保護されていること等を理由として、以下のような法務省の解釈が出ております。

譲渡制限特約が弁済の相手方を固定する目的でされたときは、債権譲渡は必ずしも特約の趣旨に反しないと見ることができる。

そもそも契約違反(債務不履行)にならない

債権譲渡がされても債務者にとって特段の不利益はない。

取引の打切りや解除を行うことは、極めて合理性に乏しく、権利濫用等に当たりうる

3. 改正後の留意点

改正後は改正法の趣旨に沿った実務慣行の形成に向けて、以下の点に留意する必要があります（契約において以下の趣旨を明確にすることが望ましいと考えられます）。

譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する資金調達目的での債権譲渡を禁じない内容とすること。

譲渡制限特約が付された債権を資金調達目的で譲渡しても、契約の解除・取引停止・損害賠償の原因とはならないとされるため、下請事業者に対し、不当に契約の解除・取引停止損害賠償請求等を行わないこと。

4. 今後の展開

改正前の民法では、債権譲渡が無効となる可能性が大きいため、ファクタリング会社（売掛債権買取会社）は譲渡制限特約付きの売掛債権の買取りには消極的でした。

しかし、今後は特約の有無に関わらず債権譲渡の効力が保証され、ファクタリング会社は譲渡制限特約が存在しても安心して買取ることができるため、今回の改正はファクタリング業界にとって転機となり、より一層の普及を促すものと予想されます。

例えば、改正前はクレジットカード売上に係る売掛債権は譲渡が禁止されていましたが、改正後はこのような債権も譲渡可能となり、キャッシュレス化が拡大する昨今において、中小企業にとっても、資金調達を円滑化できる大きな転機となることが期待されます。



参考：法務省民事局 民法(債権関係)の改正に関する説明資料

経済産業省HP 債権法改正を踏まえた解釈・取扱い

（監査部4課）

5. 定型約款に関する規定の新設

～約款制度による取引の法的安定性の確保～

約款とは、「大量の同種取引を迅速・効率的に行う等のために作成された定型的な内容の取引条項」であり、不特定多数を相手に大量に取引を行う大量販売・大量消費の現代社会においては、約款制度が当事者双方にとって必要不可欠な重要なものとなっています。

代表的な例として、旅客運送約款があり、皆様は電車やバスを利用する際に事業者と契約を交わすことをせずに運賃を支払うのみでサービスを受けているかと思います。これは、事業者があらかじめ契約内容を定め、不特定多数の者に一律で適用を行っているからであり、これを可能とするのが約款制度となります。

そんな約款制度ですが、旧民法では明文の規定が存在せず解釈に頼る他ありませんでした。改正民法では、約款制度の重要性が増してきた実情を踏まえ、約款に関する規定を明文化することとなりました。本稿では、改正民法で新設された定型約款に関する規定を簡潔にまとめています。

1. 定型約款の定義

本改正では、約款全体に対する規定を定めず、約款内の「定型取引」で用いられるものを「定型約款」として規定することとなりました。各用語の定義は以下のようになります。

用語	定義
定型取引	ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。
定型約款	定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。

具体的には、旅客運送契約、電気やガスの供給契約、保険契約などが定型取引の典型だとされています。なお、労働契約やビジネス取引で用いられる契約書などのいわゆる「ひな型」は定型約款には該当しないこととなります。



2. 改正のポイント

(1) 定型約款が契約の内容となるための要件（組入要件）

以下の場合においては、定型約款の内容を相手が認識していないなくても合意したものとみなされることが明確化されました。

定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき

定型約款を契約の内容とする旨をあらかじめ相手方に表示していた場合

(2) 契約の内容とすることが不適当な内容の契約条項（不当条項）の取扱い

定型取引の特質に照らし、相手方の利益を一方的に害する契約条項であって信義則（法2条1項）に反する内容の条項については、合意があったとはみなさないことが明確化されました。

(3) 定型約款の変更

以下のいずれかの場合には、定型約款準備者（事業者）が定型約款を変更することにより、既存契約を含む契約内容を変更することが可能となることが明確化されました。

変更が相手方の一般の利益に適合する場合

変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容、その他の変更に係る事情に照らして合理的な場合

約款という単語を知ってはいてもその意味を知らないという方が多いと思いますが、昨今の経済活動には不可欠となる重要な制度になります。公共交通機関を利用する際や郵便物を出す際には是非とも気に留めてみて下さい。



参考：国民生活センター 誌上法学講座
(監査部2課)



6. 瑕疵担保責任に関する見直し

～「瑕疵担保責任」から「契約不適合責任」へ～

不動産売買において重要な項目として、今までの「瑕疵担保責任」という概念がなくなり、「契約の内容に適合しないもの」(契約不適合責任)に変わります。すなわち改正民法では、法定責任から債務不履行責任へ変更される事となります。この売主の瑕疵担保責任に関する見直しにより、買主が引渡しを受けた後、対象物に欠陥があった場合に取れる手段が非常に多くなりました。逆に言えば、売主にとっては責任の範囲が広がり、売主責任が一層重くなることが予想されます。

1. 改正のポイント

(1) 「隠れた瑕疵」である事が不要に

現行法では、不動産売買において買主が売主に対し「瑕疵担保責任」を追及する為には、その対象が「隠れた瑕疵」であることが必要でした。



「隠れた瑕疵」とは、売買契約時に買主が、欠陥(瑕疵)の存在を知らなかつた場合や、買主が欠陥の存在を知らないことに過失がなかつた場合を指します。しかし、「隠れた瑕疵」は立証する事が非常に難しいという問題がありました。そこで改正民法では「隠れた」という要件が不要となり、買主は売主に対して契約不適合責任を追及できるように変わっています。

(2) 買主の請求権が増加

現行法では、買主が売主に対して請求できる権利は、契約解除若しくは損害賠償請求の2種類しかありませんでした。しかし改正民法では、買主は売主に対し、修補や代替物引渡しなどの履行の追完の請求、損害賠償請求、契約の解除、代金減額請求をおこなう事ができます。

買主の救済方法	買主に帰責事由	双方に帰責事由なし	売主に帰責事由
損害賠償	×	×	
解除	×		
追完請求	×		
代金減額	×		

○：可能

×：不可

(3) 期間制限について

現行法では、瑕疵担保責任の追及は、「買主が事実を知ったときから1年以内に行わなければならない」とされていました。しかし民法改正により、「契約不適合(ただし、数量不足の場合を除く)を知ったときから1年以内に契約不適合の事実を売主に通知すれば足りることとなり、解除や損害賠償等の具体的な権利行使までは必要とされません。

売主にとって、今回の民法改正は責任の範囲が広がり、手間もかかり責任も一層重くなることが予想されています。逆に買主にとっては今までのように「請求し難い権利」ではなく、「請求し易い権利」となっています。売買主にとって、民法改正は契約内容を大きく変える内容ですが、今までのように一部または全部免責することも契約上は可能な事は変わりません。しかし、買主が請求しやすい権利となっていることから、「今までと同じ」が通用しなくなるケースが増えると考えられます。そして、売主が対応しなければならない事も増え、買主からの請求も増えると

想定されます。

参考：法務省HP http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

(総務部)

7. 消費貸借・賃貸借に関する見直し

～貸主と借主の間の曖昧なルールの明確化～

1. 消費貸借に関する改正のポイント

(1) 消費貸借契約の成立に関するルール

消費貸借契約は、目的物が借主に交付される前でも成立することができますが、そのためには書面で合意することが必要になりました。

目的物の交付前に、消費貸借契約が成立した場合には、借主は、目的物が交付されるまでには、契約を解除できるようになりました。

(2) 契約で定めた期限より前に目的物を返還する場合に関するルール

明文化されていなかった当事者間で定めた返還時期の前に目的物を返還できるかどうかについて、解釈を明文化し、借主は、返還時期の定めの有無にかかわらずいつでも目的物を返還できるという規定ができました。また貸主の返還時期より前に返還したことによる現損害について損害賠償請求権も認めました。

2. 賃貸借に関する改正のポイント

(1) 賃貸借契約中のルール

1. 貸借の修繕に関する要件の見直し



今まで借りている建物が雨漏りするなど修繕が必要な場合でも、

賃借人がする修繕には規定がありませんでしたが、改正後は、

賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知したか、又は賃借人がその旨を知ったのに、
賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、又は、

緊急の事情があるときには、賃借人が目的物を修繕できることとされました。

ただし、賃借人に修繕権が認められたからといって、賃貸人の修繕義務はなくなりません。

したがって、賃借人が修繕した場合の費用は賃貸人が負担することになるのは従来と同様ですでの、注意が必要です。

2. 賃貸不動産が譲渡された場合のルールの明確化

契約中に家主が代わった場合、「誰が賃貸人になるのか」、「新しい所有者は賃料を請求できるか」といったことが規定されていませんでしたが、改正後は、

賃貸借の対抗要件（賃借権登記）を備えていた場合に、不動産譲渡により賃貸人の地位は、原則として不動産譲受人に移転する

不動産譲受人（新所有者）が、賃借人に対して賃料を請求するためには、貸借物である不動産の所有権移転登記が必要である

旨の規定を設けました。

(2) 貸借終了時のルール

1. 貸借人の原状回復義務及び収去義務等の明確化

改正前に文言上明確でなかった原状回復義務の範囲について、貸借人は、貸借物を受け取った後に生じた損傷について原状回復義務を負うこと、しかし、通常損耗や経年変化については原状回復義務を負わないことを明記しました。

通常損耗・経年変化に当たる例



- 家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡



- テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ）



- 地震で破損したガラス
- 鍵の取替え（破損、鍵紛失のない場合）

通常損耗・経年変化に当たらない例



- 引っ越し作業で生じたひっかきキズ
- 日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備等の毀損



- タバコのヤニ・臭い



- 飼育ペットによる柱等のキズ・臭い

出典：法務省パンフレット

2. 敷金に関するルールの明確化

敷金の定義や敷金返還請求権の発生時期について改正前の民法では規定はありませんでしたが、改正後は、

「敷金」の定義

いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる貸借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、貸借人が賃貸人に交付する金銭

と、敷金の定義を定めた上で、判例に従い、賃貸借契約が終了して賃借物が返還された時点で返還義務が生じること、その額は受領した敷金の額からそれまでに生じた金銭債務の額を控除した残額であることなどのルールを明確化しています。

本改正は、令和2年4月1日以降締結される賃貸借契約及び合意更新について適用されます。

参考：法務省民事局 民法（消費貸借・賃貸借契約）の改正に関する説明資料
(監査部2課)



8 . 請負契約における変更点

~契約書を見直しましょう！~

請負契約とは、請負人が仕事を完成することを約し、注文者が完成した仕事の結果に報酬を支払うことを約することをいいます。契約が中途で解除された場合については、今まで特にルールは設けられておりませんでした。そのためトラブルにつながるケースも少なくないことから、今回の改正で以下のとおり見直しがされました。



1 . 改正のポイント

(1) 未完成の場合の報酬請求

改正前民法では、請負の報酬は完成した仕事の結果に支払われるものとされておりましたが、以下の場合においては、未完成でも可分な部分によって注文者が利益を受ける際は、利益の割合に応じて報酬の請求をすることが可能となりました。（改正民法 634 条）

仕事を完成することができなくなった場合

請負が仕事の完成前に解除された場合

注文者に帰責事由がある場合、報酬の全額請求が可能（改正民法 536 条 2 項）

(2) 請負人の担保責任

本誌 8 ページで売買における瑕疵担保見直しについての記載がございますが、請負においても売買の規定を準用するとともに、請負独自の規定や重複する規定を削除し、改正民法では売買と統一的な内容としています。売買での「売主」を「請負人」、「買主」を「注文者」に置き換えてご参照ください。

(3) 目的物が工作物の場合

建物等の土地工作物における建築請負については、深刻な瑕疵があっても注文者は契約解除することができないとされてきました。しかしこれでは注文者にとって不利益が大きいとし、解除権を制限する規定が削除されました。

(4) 期間制限の見直し

請負人の担保責任の追及には原則、「目的物の引渡しから 1 年以内の権利行使が必要」とされてきました。しかし、注文者は瑕疵に気付かず期間が経過してしまったり、期間内に権利行使までするのは負担が重い等の理由から、改正法では「契約に適合しないことを知ってから 1 年以内にその旨の通知が必要」と改められました。

以上のとおり、今回の改正では用語等の変更もあるため、契約書のひな形や利用規定を改正民法に合った内容にする必要があります。対応しないまま放置すると思わぬところで損害が生じる可能性があるので、まだ見直されていない場合は、早めのご対応をお願い致します。

参考： 法務省民事局 民法(債権関係)の改正に関する説明資料

（総務部）